

■提言推進状況管理表

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	実績・成果(平成30年度を中心に)	実績・成果(令和元年度を中心に)	今後の方向性・課題等
1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造	①共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月に市長へ提言書手交・市議会提出、市のHPにも掲載し、広く理念を共有 実務者への理念共有(公民の就学前施設に配布) 講演「インクルーシブ保育の基礎と事例」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 提言書を各園で共有し、公立認定こども園では特別支援教育コーディネーターを中心に実践を積み重ねている 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ保育の理念に基づいた保育実践をつくっていくため、今後も引き続き提言書の周知を行い、より深く内容の共通理解を広めていく 理念継承のための組織作りの検討
	②インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に公立で検討・推進・検証体制開始 1)公立認定こども園に特別支援コーディネーターの役割を担う主幹保育教諭を配置 2)教育センターが公立認定こども園「特別支援教育・保育ゼミ」において専門家による障がい児巡回指導への参加や、障がい児保育に関する学習・交流などを実施 3)保育サポート加配保育者に対し、障がい理解や集団の中で育つためのかかわり方等の研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公立認定こども園に特別支援教育コーディネーターを配置 特別支援教育コーディネーター会議を行い、情報共有し学ぶ 特別支援教育・保育ゼミを実施し学習・交流 特別支援教育・保育ゼミにてコーディネーターや支援児担当職員の研修会参加、療育施設等の見学 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育審議会が、外部の専門性と公民現場実践者による審議の場として検証・提案 市全体としての検討・推進体制を敷き、具体化を図りながらPDCAサイクルにより検証を加える会議体を設置 実践により創り上げていく理念と方法論であることから、その内容は常に更新・進化を図るべく、公民協働で研究・検討を続ける場を設けて共有普及 障がい理解の一助や児童の発達機会として、福祉型児童発達支援センターとの交流に取り組む
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	③コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> 公立認定こども園でコーディネーター制を導入 特別支援教育・保育ゼミ、各園支援児担当者会議を開催 私立保育園連盟と市の連絡会で、市からコーディネーター設置を打診(まずは課題整理から) 	<ul style="list-style-type: none"> 公立園では特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援児担当職員との支援内容検討会議を開催し、情報交換や共有を行う 令和2年度より公立こども園の特別支援教育コーディネーター会議に私立保育園連盟の代表者の参加を検討。公民障がい児保育の前進となる 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターを中長期的に人材育成する仕組み作りに取り組む 公立での実践を踏まえ、コーディネーターの役割やノウハウ・資格等の検討を進め、全ての就学前施設で共有していく 私立園でのコーディネーター導入は今後の協議事項(当面は保育サポートのリーダー保育士が研修受講・伝達の役割を担う)(キャリアアップ研修の活用等も検討)
	④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センター 保育所等訪問支援事業(保育教諭・OT・STによる) 施設等訪問支援(保育教諭・PT・OT・STによる) 個別支援「外来保育」 関係機関研修(初任研修・園研修・療育見学) 保健センター 乳幼児健診(受診率90%台、把握率100%) 子育て総合支援ネットワークセンター 発達検査を含め、個別の対応や親子教室を実施 保護者の相談対応・適切な機関へのつなぎ 児童発達支援事業所(放課後等デイサービス) 対象施設・利用者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センターや子育て支援ネットワークセンターとの連携(在園児の相談や児童発達支援事業所の通所等で、個別の支援) 関係機関からの出張指導および情報共有、医療機関との連携 障がい児の受け入れ体制の充実にむけ、福祉型児童発達支援センターの定員を増員 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育教育等の関係機関の協議の場として連絡会議を書面開催し、各分野における医療的ケア児の現状や課題等についての情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の「切れ目のない支援」は、ライフステージ毎に主たる関係機関がバトンタッチ方式で担っているが、重層的な相談・支援を進めるには、個人情報保護の観点も踏まえつつ、関係機関の情報共有・連携が課題 保育施設入園後の市関係機関のフォローや、入園後の支援計画の作成等を相談する先を分かりやすくという保育施設の声への対応が課題(保育と療育・家庭での過ごし方が、しっかり連動する支援計画・指導計画) 学校教育への接続における連携強化が課題 市の関係機関の多様な専門職連携による後方支援強化が課題 重度障がい児(医的ケア児)等の保育サポート利用意向への対応に協議・検討が必要
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	⑤個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の教育・保育・療育ニーズを踏まえ「切れ目のない支援」の年間の流れを整理 公立認定こども園(教育・保育)保育サポートの受付を一元化し、受付時期も同時とする年間スケジュールで関係所属・機関と共有 児童発達支援センター入園調整時期も調整 	<ul style="list-style-type: none"> 転園時、前通園施設からの情報提供 小学校への「切れ目のない支援」として、教育センターとの連携を密にする 小学校へのスムーズな接続が行えるよう就学相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを中心に置く「切れ目のない支援」を行うため、相互連携の仕組みを総合的に発展・強化 1)市の関係機関による個別支援の強化として、保護者が児童にふさわしいサービスを組み合わせるよう、ケアマネジメント機能を発揮 2)仕組み運用面でのコーディネート部門を検討 3)受け入れ施設の「個別支援計画」作成支援として、市の関係機関による後方支援・研修等を実施 4)保健センターの保健師によるフォロー

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	実績・成果(平成30年度を中心に)	実績・成果(令和元年度を中心に)	今後の方向性・課題等
	⑥各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する	・平成30・31年度の保育サポート申請受付と「調整会議」の実施状況 在園児を除く新規申請児を「調整会議」で検討し、加配対象児を判定(入所児童数は横ばい傾向)	・新規申請の保育サポート児認定について、「調整会議」を実施し、新規申請児について関係機関からの聞き取り等を踏まえ加配対象児を判定している	・「調整会議」の位置づけは検討事項 保育サポートの認定・審査、利用調整に際する関係機関調整の場としての実践を検証し、実施手法の見直しや、体制強化する必要性について検討
4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり	⑦障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む	・市の「保育サポート(障がい児保育)」の提供時間は保育短時間となっているが、保護者ニーズとして保育標準時間での「保育サポート」の提供を求める声にどのように応えていけるかが課題事項となり、協議・検討中	・3歳児進級時に保育サポートへ変更になるとき、保護者によっては保育短時間での就労が難しい(保育標準時間利用に対応する保育士等の配置保障が難しい)ことへの検討 ・医療型、福祉型の両児童発達支援センターにて障がい児相談支援の指定を受け、地域での相談支援体制の充実を図る	・保育標準時間を求める保護者ニーズを踏まえたうえで、あくまで子どもを中心に置いたサービス利用ができるよう支援することを大前提に、あるべき保育サポート(障がい児保育)提供時間を整理していく ・障がい児へのケアマネジメントを普及する ・認定こども園等での「個別の教育及び保育支援計画」策定し、取り組みの強化及び関係機関の支援をしていく ・保護者支援(ペアレントプログラム等)の導入検討
	⑧障がい児保育の加配段階等を認定審査の際の、サービス決定基準を明確化する	・平成30年度に保育サポート加配の基準を作成 新版K式発達検査による発達指数(DQ)で一次判定し、聴取調査での生活状況・発達状況・行動面課題も考慮して加配判断する。 (「1:1」「1:2」「コーディネーター対応」) ・当面、「1:1」・「1:2」加配判断で運用	・平成30年度に作成した保育サポート加配基準を活用し、適切な入所に努める	・保育サポートの加配基準を、実践を重ねながら適正化 ・医療的ケア児等を入所決定できる基準を検討
	⑨審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする	・「切れ目のない支援」の趣旨で受付前段階から、関係所属・機関とともに教育・保育・療育分野における選択肢を情報提供し、適切なサービスにつながるよう案内 ・平成30年度に加配対象外、もしくは利用調整の結果不承諾となった児童についても、なんらかのサービス提供へのつなぎを実現	・施設見学や地域交流等参加者からの保育サポート枠に関する質問への回答および関係機関の情報提供	・認定・審査、利用調整、サービス案内過程を検証し、寄り添い型で保護者の選択を支援できる窓口対応としていく ・障がい児受け入れ施設に対し、利用調整後の情報伝達の仕方について、市の関係機関からより丁寧な手法がとれないか、保育施設入所後のアフターフォローに繋げるような充実を図れないか検討
5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくり	⑩障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する	・既存の仕組みを活かすため公立「特別支援ゼミ」活動として全体会開催や施設見学を実施 ・コーディネーターの質を向上するための研修を開催し、ゼミ構成者以外や私立園にも参加呼び掛け	・「特別支援教育・保育ゼミ」を実施し、全体会開催や医療型児童発達支援センターでの見学実習を実施 ・各園の特別支援教育・保育の質の向上のため医療型児童発達支援センターのST、OTによる研修会を実施し、ゼミメンバー以外の保育者や私立園にも案内を送付	・各施設で、インクルーシブ保育を推進していくためのリーダーの育成や体制づくり
	⑪ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる	・公民各園で保育サポート児へのかかわり方についてスキルアップを図るべく、専門家による巡回指導を実施 ・課題別研修や特別支援研修など、年間15本程度の研修プログラムを実施 ・保育の質の向上を図り、様々な子どもたちに対する支援方法を学ぶ	・実地研修として学識による八尾市特別支援教育保育巡回指導の実施 ・特別支援教育保育支援ゼミによる研修を1本、幼児教育研修(今日的な教育・保育課題に焦点を当てた研修)による特別支援教育・保育研修を2本実施 幼児教育研修については、コーディネーターが企画運営を行うことでコーディネーターの育成も兼ねている ・学校園での特別支援に関する研修を年間約15本実施し、内容により就学前施設にも案内を送付	・研修については、今後、私立と合同での取り組みにまで広げていく方向で、市内の身近な場で参加できる研修制度を体系的に創り上げる ・インクルーシブ保育の手法論(5つの手立て)について、公民ともに受講できる研修を実施 ・公立認定こども園を中心に周辺近隣園との交流や実践的な研修活動を実施(方法については今後の検討課題)